八

分野　事業サービス
小分野　労働者派遣業
産業分類　ＪＳＩＣ　九一二一　労働者派遣業
留保の種類　市場アクセス（第百六条）
概要　日本国は、労働者派遣業の提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二章

九

分野　教育、学習支援業
小分野　初等及び中等教育サービス
産業分類　ＪＳＩＣ　八一一　幼稚園
ＪＳＩＣ　八一二　小学校
ＪＳＩＣ　八一三　中学校
ＪＳＩＣ　八一四　高等学校、中等教育学校
ＪＳＩＣ　八一五　特別支援学校
留保の種類　内国民待遇（第百四条）
市場アクセス（第百六条）
現地における拠点（第百七条）
概要　日本国は、初等及び中等教育サービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置　教育基本法（平成十八年法律第百二十号）第六条
学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条
私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条

十

分野　エネルギー産業
小分野　原子力に関連する機械の修理
産業分類　ＪＳＩＣ　九〇一一　一般機械修理業（建設・鉱山機械を除く。）
注　ＪＳＩＣ九〇一一の下での活動のうち留保の対象となる活動は、原子力産業に関連するものに限られる。
留保の種類　内国民待遇（第百四条）
最恵国待遇（第百五条）
市場アクセス（第百六条）
現地における拠点（第百七条）
概要　日本国は、この小分野に係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置　外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第三十条
対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第五条

十一

分野　エネルギー産業
小分野　エネルギー流通に付随するサービス（報酬を受け、又は契約に基づいて行う電気の託送サービス）
産業分類　ＪＳＩＣ　三三〇　管理、補助的経済活動を行う事業所
ＪＳＩＣ　三三一　電気業
留保の種類　内国民待遇（第百四条）
最恵国待遇（第百五条）
市場アクセス（第百六条）
現地における拠点（第百七条）
概要　日本国は、この小分野に係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置　電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第三条及び第五条

十二

分野　エネルギー産業
小分野　特定放射性廃棄物の最終処分サービス
産業分類　ＪＳＩＣ　八八九九　他に分類されない廃棄物処理業
留保の種類　最恵国待遇（第百五条）
市場アクセス（第百六条）
現地における拠点（第百七条）
概要　日本国は、この小分野に係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置　特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成十二年法律第百十七号）第五章

十三

分野　エネルギー産業
小分野　報酬を受け、又は契約に基づいて行う天然ガスの輸送サービス
産業分類　ＪＳＩＣ　三四〇　管理、補助的経済活動を行う事業所
ＪＳＩＣ　三四一一　ガス製造工場
ＪＳＩＣ　三四一二　ガス供給所
留保の種類　内国民待遇（第百四条）
最恵国待遇（第百五条）
市場アクセス（第百六条）
現地における拠点（第百七条）
概要　日本国は、この小分野に係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置　ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第三条及び第五条

十四

分野　金融サービス
小分野　銀行サービスその他の金融サービス（保険を除く。）
産業分類
留保の種類　内国民待遇（第百四条）
市場アクセス（第百六条）
現地における拠点（第百七条）
概要　日本国は、次の事項を除き、銀行サービスその他の金融サービスに関して第百二条1(d)(i)に定義する国境を越えるサービスの貿易に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
(a)　日本国内の金融機関その他の団体であって日本国の関係法令に定めるものを相手方とする証券関連の取引
(b)　投資信託の受益証券及び投資証券の日本国内の証券会社を通じた販売
注　勧誘は、日本国内の証券会社によって行われなければならない。
(c)　附属書七第二条1(a)(ii)(K)に規定する金融情報の提供及び移転並びに金融データの処理並びに同条1(a)(ii)(L)に規定する銀行サービスその他の金融サービスについての助言その他の補助的な金融サービス（仲介を除く。）
日本国は、附属書七第二条1(a)(ii)(A)から(L)までに規定するサービスを除き、銀行サービスその他の金融サービスに関して第百二条1(d)(ii)に定義する国境を越えるサービスの貿易に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十九条、第二十九条の二及び第六十一条

十五

分野　金融サービス
小分野　保険及び保険関連のサービス
産業分類
留保の種類　内国民待遇（第百四条）
市場アクセス（第百六条）
現地における拠点（第百七条）
概要　日本国は、ペルー内において設立されたペルーの金融サービス提供者が提供する次のサービス（本人として、仲介により又は仲介者として提供するかどうかを問わない。）を除き、保険及び保険関連のサービスに関して第百二条1(d)(i)及び(ii)に定義する国境を越えるサービスの貿易に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
(a)　次の事項に関連する危険に対する保険
(i)　海上運送、商業航空並びに宇宙空間への打上げ及び運送貨物（衛星を含む。）。当該保険は、運送される貨物及び貨物を運送する手段並びにこれらのものから生ずる責任のいずれか又は全てを対象とする。
(ii)　国際間の運送中の貨物
(b)　再保険、再々保険及び附属書七第二条1(a)(i)(D)に規定する保険の補助的なサービス
注　保険仲介サービスは、日本国内において提供が認められている保険契約についてのみ提供することができる。
現行の措置　保険業法（平成七年法律第百五号）第百八十五条、第百八十六条、第二百七十五条から第二百七十七条まで、第二百八十六条及び第二百八十七条